

平成29年第1回

伊根町議会定例会会議録

平成29年3月24日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成29年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成29年 3月24日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成29年 3月24日 9時30分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成29年 3月24日 12時10分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 8名 欠席 1名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	○	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	×	9	泉 敏夫	○	
5	山根朝子	○	10				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	副町長	小西俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	総務課長	鍵 良平	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	教育次長	梅崎 良	○	
住民生活課長	上山富夫	○	会計管理者	倉 正人	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野義明	○	主 任	今岡敬雄	○	
会 議 録 署名議員	3番	濱野 茂樹		5番	山根 朝子		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成29年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成29年3月24日(金)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 定期バス路線の除雪について 佐戸 仁志
- 就学援助制度について 大谷 功
- 安定ヨウ素剤についての住民への説明と希望者への事前
配布、服用に関する整備について 山根 朝子
- 免許返納の有効手段について 松山 義宗
- 合同で取り組む学校等の行事について 上辻 亨
- 法定外目的税(宿泊税)について 濱野 茂樹
- 公共交通について
- 既存施設の利活用等について
- 空き家対策について

日程第 3 議案第1号 平成29年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第2号 平成29年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第3号 平成29年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第4号 平成29年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第5号 平成29年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第6号 平成29年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第7号 平成29年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第10 議案第8号 平成29年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 1 1 意見書案第 1 号 水上オートバイの利用制限等を求める意見書
- 日程第 1 2 議員派遣
- 日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 定期バス路線の除雪について 佐戸 仁志
- 就学援助制度について 大谷 功
- 安定ヨウ素剤についての住民への説明と希望者への事前配布、服用に関する整備について 山根 朝子
- 免許返納の有効手段について 松山 義宗
- 合同で取り組む学校等の行事について 上辻 亨
- 法定外目的税（宿泊税）について 濱野 茂樹
- 今後の区民運動会のあり方について
- 公共交通について
- 既存施設の利活用等について
- 空き家対策について

日程第 3 議案第 1 号 平成 29 年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 平成 29 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 3 号 平成 29 年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第 4 号 平成 29 年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 5 号 平成 29 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 平成 29 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 7 号 平成 29 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 10 議案第 8 号 平成 29 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 11 意見書案第 1 号 水上オートバイの利用制限等を求める意見書

日程第 12 議員派遣

日程第13 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成29年3月24日(金)
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(泉 敏夫君) 本日はご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員です。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において
3番、濱野茂樹君
5番、山根朝子君を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。
最初に、定期バス路線の除雪についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。
○7番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。
早速ですが、通告書に従い一般質問をさせていただきたいと思っています。
先月、2月10日、11日、12日に降り続いた数年ぶりの大雪で道路状態が悪くなり、学生、老人、通勤者、伊根町民の足であり、この後、松山議員も言われる免許返納に対しても大変大事な定期バスが運休となりました。不思議なもので、近年、大雨、台風、大雪、大停電など災害が起きるのが、土日祝祭日の役所が休みのときに限って起きてきているような気がいたします。2月10日金曜日に降り出した雪は、21時ごろには私の家の前の道路でも長靴いっぱいくらい積もり、30センチぐらいですね。私の妻でさえ、一回でも除雪に走ってほしいなとか、役場に電話してみようかなとか言うほどでございました。
祭日の早朝、私は仕事に出かけようとしたんですが、とても車が走れるような状態でなく、2時間ほど除雪が来るのを待ちましたが、来る気配もなく、とりあえず役場前の国道まで出れば除雪してあるのではないかと思い、四輪駆動車の雪には少し自信がある車ですが、何度も何度も途中エンストをしながら国道までたどり着くことができました。国道まで出ますとアスファルトの黒いのが見えるほど除雪ができており、宮津市江尻までは何事もなく走ることができました。
なぜバス路線である伊根地区内の除雪は遅いのか。大雪になるのは何日も前からわかっていることでもあります。私の妻が言うように北陸、北海道の雪国で行われているように夜に一回でも除雪することができれば、朝あのような大雪になることはないのではないかと私は思います。よく言われるのが、伊根地区内は除雪しても雪を処分する場所がないということをお聞きいたします。毎回大雪が降るたびにお聞きしているように思います。雪を置いておくところを降雪前に確保する努力をしていたのでしょうか。日出地区からでも城山下には道路の広い場所もあり、途中、広い荒れ地、田んぼ、公民館横の民地、テンマゴヤ前の町所有地、大西海岸の町所有地、高梨入口の地区の土地などなど、雪を置けるようお願いすれば処分できる土地はございます。また、聞いた話ではありますが、許可をとれば海に投棄し処分している自治体もあるということをお聞きいたします。
話を2月11日の早朝に戻しますが、江尻国分間、与謝の海病院前交差点、橋立中学校前の旧道、文殊地内の除雪作業が全くなく、昼ごろになると寒さが緩み、深いわだちができ、車の通常の通行

ができなくなっていました。11日の深夜から12日の早朝にかけ、江尻国分間の除雪、13日の午後より岩滝地内の除雪が全面通じどめとし、行われております。文殊地内に関しましては、除雪作業はなかったと聞いております。以上の3区間は、住民等の苦情により、府の除雪車はブレードを上げて走ると聞いております。私も今回、11日の昼ごろ、仕事を諦め家へ帰宅したときに、わだちを一生懸命乗り越えているとき、ブレードを上げて走る京都府の除雪車を目撃いたしました。

除雪できるように住民への説明、説得をするのは行政の仕事であり、他市町のことであります。定期バスの運休、通勤時間のおくれ等で迷惑を受けているのは川上である伊根町民であることを主張し、府、近隣市町と冬期前の調整を行う必要があるのではないかと思います。町民の足である定期バスの運休は、伊根町民、宮津市民、与謝野町民に告示されたのでしょうか。伊根町、近隣市町には各種の防災無線があります。運休の告知はもちろんですが、例えば雪が多いため大原停留所まではきょうは入れないので国道まで出てほしいとか、伊根地内は除雪がおくれているので利用者は役場まで来てほしいとか、さまざまな告知、情報提供はその気になればできると思います。冬期前に定期バス運業者と調整してはどうかと思いますが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

雪の話でありまして、ちょっと今、通告ではない部分で、雪を捨てる場所を事前に確保できると。田んぼなんかは言うたら怒られますね、あかんと言われるし。地区の土地でしたらひょっとしたら受け入れが可能かも知れませんが、その地区の事情によって、それを受け付けるかどうかは難しいかも知れず、民地だったら断られますね。そんなもんですわ。海は、我々は再々、私たちの海のことをよく聞くんですけども、捨てたらええやないかと言うんですけども、京都府の土木公営所はあかんと言うんです。どうしてもあかんと言いますね、どう問い合わせても、それが法律だと。よその市町で他府県ではあるんじゃないかと言うと、どうなのかわかるのですけども、京都府の見解はそうだ、海はだめだと。ちょっとその辺のことはもっと何遍もほかの例をあわせてお尋ねをしてみたいなと思います。

また、大雪のときの対応なんですけれども、確かにそれは信州や北海道はすごいですよ、設備から何から、すごいものがあります。それは毎年大雪が降るから、それに合わせた設備が準備はしてあります。はっきり言って東京なんかは5センチ降ったらもう全てとまりますよ。降らないからです。我々もそれはお金を数億円かければ、どんなやつでも対応できるようにはやれます。でも、雪の降らない年は大赤字になってしまいます、そんなことをすると。その辺との兼ね合いもご理解を願いたいなと思うところでございます。

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。この2月は例にない大雪によりまして路線バスが運休となりました。伊根町でも平田観測所で2月11日土曜日に警戒積雪深の60センチを超えましたので、伊根町雪害対策本部を設置し対応を図ったところでございます。国府道、町道とも、早く除雪に来てほしいとか、除雪後の雪の塊を何とかしてほしいなどの苦情、要望もあったところでございます。そこで、バス事業者、丹後海陸交通の当時の運休内容でございますが、11日土曜日の上りは、伊根線では朝の3便が平田車庫から伊根郵便局まで、これは府道伊根港線、行けずに運休であります。6時34分発の蒲入線は、おくれながらも何とか運行。以降、経ヶ岬線も含めて全て運休をしたとのことでございます。下りは、朝の5便が宮津から伊根まで運行しております。それ以降は運休となっております。翌12日は上り下りとも終日運休をしております。その要因は、伊根町内では府道伊根港線、立石平田間の除雪のおくれ、そして宮津市、与謝野町の国道の積雪、圧雪によるものとのことでございます。ある程度の除雪ができていても大型車の利用ができるだけの幅員が確保できていないためだそうであります。町内バス路線である町道日出平田線は、11日には9時から10時に1回目の除雪が完了をしております。その後も積雪があったため夕方まで稼働しております。11日の午後にはバス路線は確保をされております。このことから、議員おっしゃるとおり、最大の要因は宮津市、与謝野町管内の路面状況によるものと思われる。

そこで、丹後土木事務所にどのような除雪を行ったのか問い合わせをしております。議員の発言のようにブレードを上げて走っているのか、議員は現場を見られたということでもありますけれども、

問い合わせをしていますが、そのようなことはしていないとの回答でございます。宮津市の岩ヶ鼻から須津までは排土板を装着したトラックで除雪を行っております。この仕様であると圧雪となった場合、その上にタイヤが乗って除雪を行うこととなり、圧雪の上に積もった雪しか除雪できないこととなり、2回、3回と除雪を行っていても圧雪部分は残ってしまうとのことでした。したがって、圧雪を除去するためには、一定区間を通行どめし、除雪ドーザによる圧雪除去を行う必要があったとのことでございます。迂回路のない場所は夜間に行っております。今の除雪体制では、豪雪の際にはこのような状況になるのはいたし方ないことかなと、そのように思うところでございます。

そこで、運休に対する住民への周知でございますが、運業者から町への報告は12日の昼ごろにございました。運行再開の報告は12日の夕方に事前にあったわけでありまして。早目に報告をいただければ町内は行政無線で周知できますと伝えております。速やかに周知を行えるよう早目の連絡がいただけるように要請をしております。これは、いつもいつも、毎度毎度、丹海さんにはそういうふうに申し上げておるわけでございますけれども、いつもこのような連絡の体制であるわけで、これからはまたしっかりと要請をしていきたいなと思っております。

多少弁護するわけではないんですけれども、11日は運休ではなくして運行をしていたと。車を走らせて運行状態にあったんだけど、走らせている中で、現場でこれはもう行けないという判断が出てきて、その後、運休に切りかわっていったと。11日の午前中は運行体制はとっていたというような言い方でありまして。でも、このことについては、もっともっと早く連絡してくださいね、こちらが周知できますよということは申し上げておりますし、これからは申し上げていきたいなと思っております。

議員は、バスの運休を知らずに大雪の中、バス停で待つ学生、老人などを多く目撃したと言われておるんですけれども、どちらのバス停だったのかなと。当時は11、12、土日でありまして、高校生は休みであります。また、雪のためバスよりも丹後鉄道のほうが先に運休をしておりまして、11、12は、学校が休みだけではなくしてクラブも行事も全てお休みであります。うちの息子なんか家におりました。そうでありますので、高校生がその日にバス停にいたというのは、どこにおったのかなと。また、土日ですね。役場も病院も休みでありましたのに、朝早くから老人の皆さんが雪の中にバス停に立っておられたのは、うちの町内ではそのようなのは見かけなかったのではないかなと思っております。

また、運業者と冬期前の調整が必要とおっしゃいますけれども、これも毎年、降雪期に入る前に京都府管内市町で実施されており、路線バス運営会社も同席をされております。また、実際に除雪を委託する業者との会議も府各市町で行っております。次期除雪会議で今回の状況を報告していただき、さらなる対応策について協議していただきたいと考えております。そのように努めたいと思っております。

冒頭で、伊根地区の除雪が遅いとのことでございますが、なかなかこれだけの雪が降ると伊根地区のみでなく伊根町全域の除雪がおくれることはご承知を願いたいと思っております。昼になってもたどり着かない集落が幾つかあったことは事実でございます。これは他の市町も同じでございます。建設会社では、除雪のためだけに機械を維持管理するのは積雪の少ない丹後では赤字にしかならないと、そのように言われております。ゆえをもって伊根町では、私が町長になりましたから、平成19年度から6台の除雪車を購入しております。多くの除雪車を稼働すれば除雪の完了は早くなります。除雪車をふやすことは、高価なものでありますので、お金はかかりますけれども、国庫補助などを使って何とかできると思っております。しかしながら、肝心なのは、オペレーターの確保ができないことが最大の課題であります。これが問題なんです。これは京都府の他の市町も同様でございます。今後とも住民の足の確保について最大限の努力をしてまいりたいことを申し添えまして答弁いたします。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） 私は5年前の平成24年3月議会でも今回と同じような質問をしております。なぜ同じような質問をしようと思ったかは、宮津市与謝野町のバス停ですが、大雪の中、頭に雪をつけて待つておる方を見かけました。これは事実でございます。名前を出して悪いですが、和

田議員からも家のほうに苦情の電話がいろいろとかかってきたということもお聞きしております。ぜひ、雪の中、立っている姿を見ていただきたい。私は、あの姿を見て、もう一度このような一般質問をしようと思いました。

平成24年3月議会にした質問というのが、国道178号線の除雪についてと災害時の情報発信についてという一般質問でございました。その中で、府の除雪車の形状が悪いとか、走る回数が少ないとか、除雪作業の状況を告知してほしいとかいうような質問をしております。当時、町長は、府の除雪会議において、前年度の問題点を踏まえ、改善する要望を行うとおっしゃっておりました。災害告知に対しても、災害やエリアメール、携帯電話、パソコンなどを利用し、発信したいという趣旨を述べられております。ぜひもう一度検討していただき、行政が動かなければ、来年もしくは数年後、また同じようなことが起きるのではないかと思います。来ないバスを待っている方々の代弁として、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 佐戸議員さんは、よその仕事へ行かれていたから、いろいろと見られるのかどうか知りませんが、24年のときはそういうことがあったか知りませんが、今回はそんなことはなかったんじゃないかなと思います。また、私は伊根町の町長でございますので、町外のことを余り言うてもらっても、ちょっと難しい。

京都府に対しては、私どもがこういうことで困っているという事情や現状をお伝えして要望する。それ以上の大きな策というものは、なかなか見受けられないわけです。また、SNSを使ったりしていろんな発信はできます。発信はできるんですけども、発信の資料をいただけないと、これはまたできないものでありまして、これについてもしっかりと丹海のほうに要望してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（泉 敏夫君） 次に、就学援助制度についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして就学援助制度について質問をいたします。

就学援助制度は、学校教育法等において定められ、義務教育は無償とうたう憲法26条に基づいた制度で、小中学生がいる経済的に困難な家庭に制服代や給食費などを支給する制度であります。対象者は、生活保護法に規定する要保護者と市町村の各教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者となります。この準要保護者の基準は、各市町村が規定をしております。伊根町では新入学用品費、学用品費、クラブ活動費、PTA会費などの費目があります。申請に基づき、それぞれ対象となる方に支給をされています。この制度では、給食費や修学旅行費の援助もありますが、先進的な伊根町の教育無償化の制度により無料化となっているために、修学旅行、給食費などの援助はありません。就学援助制度については、私も過去何度も伊根町の認定基準について提案をしてきたところでございますが、今回は新入学用品費の支給時期の見直しの前払いについて1点に絞って質問をさせていただきます。

就学援助制度の新入学学用品費は、学校入学後の就学援助申請に基づきまして、最新の所得情報で認定をするために前年度の所得の確定後に認定をされ、支給をされる仕組みとなっております。前年度の保護者の所得が確定するのが6月、この時点で入学から2カ月も遅いわけでありまして。実際の支給となると、7月に支給されるのではないだろうかというふうに思っております。そのため、実際に入学準備を行う3月の時点では全て自力で購入しなければならず、この負担は大変に重いものとなっております。特に、中学校に入学の際には制服も必要となるため、体操着や通学のかばん、上履きなどを合わせると約7万から10万前後になるのではないかと想像をします。そのために金策に走り回らなければならないという事態が起きます。就学援助費は援助が必要だから設けられた制度であります。その制度が意味があるものとなるためには、3月中に支給されるのがふさわしいことではないかと思います。お金のある方にとっては、先にお金を払っても後でお金が返ってくるので同じではないかと思われるかもわかりませんが、援助を必要とする方は、買わなければならないが今そのお金がなくて困っています。

この新入学用品費の支給時期の見直し、前払いについて、実施するのに余分な費用がかかるわけではありません。仕組みを一部変えるだけで実現ができます。前払い制度があれば、3月には新入学児童生徒の学用品費を保護者は準備ができ、安心して入学式を迎えることができます。同じ制度であっても、いつこれを実施するかによって町民にとって生きた制度になるのかどうかが決まります。これが一番大事な点であります。

2015年8月に文部科学省から各都道府県の教育委員会に対しまして、特に新入学児童生徒の学用品費等は年度の当初から開始をし、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮することとした通知が出されていると聞いております。これは生活保護での要保護者に対してのものでありますが、準要保護者もほぼ同様な状況であることには変わりはありません。生活保護での要保護者に対しては、必要な時期である入学前の3月に支給をされています。準要保護者への新入学用品費についても支給時期を入学前に前倒しすることについて検討ができないか伺いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。質問の内容からいたしますと、教育長のほうが答弁するのが適切かと思いますが、ご指名でございますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

初めに、本町では、就学援助費の支給を希望される保護者は、伊根町就学援助規則第6条に基づき申請書に必要な書類を添付し、児童生徒が在籍する小学校または中学校の校長の意見を付し、学校長を経由して教育長に提出しなければならないと規定をされています。学校長の意見は必須となっております。現在の認定・支給時期につきましては、当該年度の町民税が確定する6月に認定審査を行い、支給すると認定すれば、新入学児童生徒学用品費については6月に、PTA会費及びクラブ活動費については各小学校を経由し、保護者が提出する領収書とともに学校長が発行する領収証明書が提出され次第、支給することとしております。

なお、就学援助費は申請して認定されれば中学校卒業まで受給できるというものではございません。在校生であっても毎年度申請をすることが必要でございますし、学校長の意見も毎年毎年度必要でございます。

ご質問の入学前に支給できないかとのことでございますが、学校長は入学前の児童生徒について意見を述べることはできませんので、仮に入学予定の児童生徒の保護者から申請があったとしても受理することができないのが現状でございます。入学されていない児童生徒に対し、入学前に新入学児童生徒学用品費を支給することはできないということになります。以上のことから、今後も従前の運用で進めてまいりたいと考えます。甚だしゃくし定規で申しわけないと思うんですけども、やっぱり困っている方々に対して、どなたにでも優しくありたいと思いますけれども、これが現状でございます。

それで一つ、じゃ、就学前、一体、困っておられる方はどうしたらいいのか。これは提案というわけじゃないんですけども、一応、暮らしの資金というのが役場がございます。10万円お貸しできます。これを事前に使っていただければ。そして、それを使っておいて支給された分をお返しいただければ、それでいいんじゃないかなと。また、社協のほうにも同じ福祉資金がございます。10万円です。これもあります。また、京都府のほうでは府社協のほうでも生活の資金もございません。これは10万どころじゃないですよ、結構な、審査はきついんですけども、ございますので、そういうものを利用していただければいいのかなと。まだちょっとうちの条例のほうをさわって事前に支給するという事は考えておりませんので、よろしく願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。確かに暮らしの資金とか利用できる制度もあるかと思いますが、けれども、そういう資金を利用できるということをなかなか保護者はわかりませんので、事前にそういうことも周知していただければなというふうに思います。

それで、全国的に見て、今、支給時期を入学前に前倒しするという市町村がふえているようであります。全国で約88市町村、それから、ことしの4月から実施する市町村が24自治体ありまして、合計112の自治体に広がっているということでもあります。例えば、新入生の就学援助希望者

に入学資金貸付制度を導入して、貸付開始日は1月下旬から3月上旬、貸付金額は小学校入学時で上限5万円とか中学校入学時は上限10万円とかいうふうにしまして、就学援助に認定されれば就学援助費と貸付金が相殺されるような制度、こういういろんなやり方を考えていただいて少しでも就学困難な家庭の援助になればというふうに思っております。ぜひこういう制度も検討いただきたいなどお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 申しわけない。私も余り専門じゃなくて、その辺のことをよくよく調べておりませんでした。教育長のほうにお願いしたらよかったかなと思ったんですけども、よそでやれるんだったら、よそでやっておるんだったら、それはうちだってやれんことはないですから、検討させていただきます。それでも一応暮らしの資金のほうが現状にありますので、ことしはちょっと間に合わんかもわかりませんが、そういうものがあることは周知させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、安定ヨウ素剤についての住民への説明と希望者への事前配布、服用に関する整備についてを通告議題とし、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から6年を迎えました。福島では、今でも8万人近くの県民が避難を強いられ、震災関連死が2,115人と直接死の1.3倍になるなど、深刻な実態が続いています。福島第一原発は、溶け落ちた核燃料の状況もわからず、放射線量が余りに高いために調査さえ難航しています。そして、2017年2月20日に公表された最新の福島県民調査報告書によると、福島県の小児甲状腺がん及び疑いの子供たちは3カ月前の183人から1人ふえて合計184人になっています。避難した子供たちがいじめに遭っているという悲しいニュースも報道されています。

ところが、安倍政権は一方面的な避難指示の解除とあわせて精神的賠償、営業損失賠償、自主避難者への住宅無料提供の支援などを打ち切ろうとしています。放射線量が高く、除染が不十分という不安があり、病院、商店街、学校などが復旧していない中、帰りたくても帰れないという現実があります。被災者の苦しみを軽減することこそ国がやるべきことではないでしょうか。それなのに国や電力会社は原発の再稼働を推し進めようとしています。また新しい安全神話がつくられようとしているのではないかと心配になります。

伊根町でも原発事故に対して、住民の安全を守るために避難計画をはじめ、いろいろと対策をとられていると思いますが、今回は安定ヨウ素剤に関して質問をさせていただきます。

原子力規制庁は、安定ヨウ素剤の運用についての具体的な方策を取りまとめています。それによると、安定ヨウ素剤の備蓄や事前配布、緊急時の配布手段の設定など、平時からの準備が必要であること。また、副作用の可能性に留意して、安定ヨウ素剤の服用が不適切なものや慎重に投与しなければならぬものがあるため、事前の把握に努める必要があるとしています。

昨年の3月議会での一般質問で、大谷議員が原発事故対策として安定ヨウ素剤の全戸配布を求める内容の質問をされています。そのときの答弁では、町長は、安定ヨウ素剤は副作用があり、まずは屋内退避をしてもらい、国からの通達に基づいて避難所で安定ヨウ素剤を医師の管理下において服用してもらおうと答弁されています。確かに、安定ヨウ素剤の服用は甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を軽減することのみであり、全身的な放射線被曝を避けるためには屋内退避も重要だと思います。しかし、緊急事態が発生した場合、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用しても効果は極めて小さくなるため、適切なタイミングで速やかに服用してもらうことが一番大切なのです。服用のタイミングと甲状腺への放射性ヨウ素の取り込み阻害率を見てみると、投与時期が被爆前92時間では5%、72時間では32%、24時間では93%とされています。そして、被爆後2時間では80%、8時間では40%と低下が著しくなります。そう考えると、避難所での安定ヨウ素剤の配布、服用のタイミングが果たしてベストであるのかということについて、いま一度検証が必要ではないかと考えます。

町長がおっしゃるように副作用の問題は慎重に対応すべきことです。国の指針では、住民への説明はPAZ及びUPZを中心に、安定ヨウ素剤の服用の可能性のある地域の住民は平時から安定ヨウ

ウ素剤について十分に理解しておく必要がある。また、緊急時に住民がみずからの意思で安定ヨウ素剤を服用しない場合の放射性ヨウ素の被爆による健康上の影響の可能性や服用後に体調の異変を感じたときの対応等についても理解を得る必要があるとなっています。安定ヨウ素剤を事前配布する場合は、さらに医師による住民説明会の開催や個別の問い合わせに対する体制も整えておく必要があると言っています。そして、服用の場合は、医師の説明や問診が必要となっています。避難所でごった返している中で、さあ服用の指示が出たとなったときに、果たしてスムーズに問診がとれて医師の説明が住民の皆さんに正確に伝わるのでしょうか。一人一人が冷静な判断を行い、副作用や健康への影響についての理解ができるのでしょうか。その任務に当たる医師や行政の職員などは一人一人の状態を把握し、適切な指示や対応がとれるのでしょうか。その点が一番心配なところです。

住民の命と安全を守る自治体の責任として、安定ヨウ素剤服用に関するわかりやすい資料の配布や医師の説明会などを平時において行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。このような医師の説明会や学習会を行うことで、住民の一人一人が自分は服用不適切者や慎重投与対象者ではないのかといった意識が高まり、安定ヨウ素剤服用の安全性の向上にもつながるのではないかと思います。また、行政側も事前に服用不適切者や慎重投薬対象者の把握ができれば、緊急時の服用におけるリスク管理が行いやすいのではないのでしょうか。

先ほども述べましたが、安定ヨウ素剤をどのタイミングで服用するかということが放射線被爆を低減させるためには重要になります。いつどのような状況で緊急事態が生じるかはわかりません。何事もなく問題もなく住民が避難できるという保証は100%であるとは言い切れません。小さいお子さんを育てていらっしゃるお母さんの中には、希望者には安定ヨウ素剤の事前配布をしてもらえないだろうかと強く要望されている方もいらっしゃいます。確かに雪が降っていたり、地震により道路が寸断されたり、避難場所に到着するまでの間にどんな状況で被爆の危険性が発生するか予測できない中で、子供への被爆のリスクを最小限にするための方法の一つとして、希望者への事前配布ということも考えられるのではないかと思います。町長のお考えをお聞かせください。

そして、安定ヨウ素剤ですが、本庄診療所で錠剤が4,000個、粉体で500グラムが保管されていると聞いています。3歳未満の乳幼児やその他錠剤の服用が困難な者は、粉末剤を水に溶かして液状にして適切な量の安定ヨウ素剤を服用することになるそうです。この粉末剤は劇薬に指定されている薬剤です。ほかの薬品と区別して貯蔵するなど安全に取り扱わなければなりません。そして、粉末剤を使用するときは、薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員が粉末剤から安定ヨウ素剤を調整できる体制を整備する必要があると定められています。伊根町では何名がその訓練を受けられているのでしょうか。担当される方は相当のストレスを抱えての対応になるのではないかと想像します。粉末剤を用いない場合は、乳幼児にはゼリーでの対応もできます。ゼリーのほうが配布しやすいと思えるのですが、ゼリーではなく粉末剤を備蓄されている理由は何でしょうか。その点についてもお聞かせください。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。初めに避難に当たっての基本的な考え方からお答えし、各質問については順不同にてお答えをします。

まず、高浜原子力発電所において緊急事態が発生したときは、関西電力は国及び関係自治体に通報し、国及び京都府が行う緊急時の環境放射線モニタリング、いわゆる緊急時モニタリングを行い、放射線量の測定を行います。緊急時モニタリングの結果、基準値、時間当たり500マイクロシーベルトを超えたときに速やかに避難等の防護措置を実施することになり、国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の服用などの予防措置を講じることになります。

そこで、まず安定ヨウ素剤を調剤する訓練を受けた職員が本町にいるかいないかのご質問ですが、現在、当町には医師または薬剤師の職員はおりません。また、調剤を実施する訓練を受けた職員もいない状況でございます。そのため、配布に際しては、京都府からの職員派遣による応援、災害医療救護活動に関する協定に基づく社団法人と謝医師会からの医師派遣、災害時における医薬品等の取扱いに関する協定書——これは京都府との協定書でございます——に基づく社団法人京都府薬剤師会からの薬剤師の派遣など、関係機関に協力をいただき、安定ヨウ素剤を配布することになります。

しかし、万が一、医師または薬剤師が確保できないときは、国の指針に基づき、職員による緊急配布が必要となつてまいります。昨年7月、安定ヨウ素剤の内服ゼリーが備蓄用として供給開始されました。さまざまな要素を勘案すれば、粉体ではなく内服ゼリーが備蓄用として適していることは明らかであります。当然その方向で我々も進めさせていただいております。

当町では、京都府の協力を受けて安定ヨウ素剤6,000錠、粉体500グラム及び調剤備品一式を整備しております。これに加えて、昨年10月から内服ゼリー340包を40包は小さい方、300包は3歳以上ですか、使用できる、340包を整備しております。そして、本庄診療所にて保管、管理をしております。内服ゼリーの内服ヨウ素剤の数量で既におわかりと存じますが、町内のUPZ圏内の対象児童に対しては、内服ゼリー、ヨウ素剤によって全て対応可能でございます。この数量は3歳以上であっても錠剤の服用が困難と予想される舌下障害などを持つ方も対象で、そういった方を含めた必要数量に一定程度の余裕があるように備蓄されており、また今後の更新については錠剤の服用困難者用は粉体ではなく内服ゼリーヨウ素剤で進めてまいります。現在、備蓄用安定ヨウ素剤に殊さらに粉体を選択している事実はございません。

また、説明会の開催につきましては、今までにも原子力災害防災訓練を通じて各種講義、放射線の基礎知識やモニタリング体験をしておりますが、なかなかご参加いただける町民さんが少ない状況でございます。現在まで安定ヨウ素剤にかかわる講義はしておりませんが、希望される地区が多くありましたら、また希望される団体がございましたら、関係機関のご協力をいただきながら説明会の開催を検討してまいりたいと思っております。

次に、薬剤の事前配布につきましては、国の指針ではPAZ、いわゆる5キロ圏内ですね、それからPAZに準じた地域で事前に配布する記述がございます。しかし、伊根町のようなUPZ、30キロ圏内では、自宅保管した場合の乳幼児の誤飲、また紛失といった各種事情を勘案した結果により、事前配布ではなく緊急時配布となっております。本町におきましては、国の指針に基づき、緊急時配布を原則とし、近隣市町村の状況、京都府にご指導いただきながら適時対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 安定ヨウ素剤、ゼリーが配備されているということで、とても安心しました。2015年11月に避難計画を案ずる関西連絡会というのが福井県4市町村と京都府7市町村に対してアンケートを行っております。そして、安定ヨウ素剤の保管は基本的に各市町村で1カ所であることということだったんですけれども、避難時に迅速に行動できるように事前配布を検討する必要があると思うということで、事前配布を検討すると回答したのは伊根町だけだったというふうに、そのアンケート結果では報告されておりました。ぜひ事前配布に関して、せめて希望者への配布というところは今後ちょっと検討していただけないかなというふうに思っております。そしてまた副作用のこと、すごく私も気になっております。副作用を軽減するための対策については、やっぱり日ごろから準備、対応を求めていると思います。

以上で質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 事前配布なんですけれども、大変、ヨウ素剤、軽々しく扱えるものではないんだろうなと。事によっては本当に生命を落とすことがあるというようなものでございますので、本当に国の指針に基づいて、また京都府ご当局にも指導を仰ぎながら、検討はさせていただきますけれども、そういう国とか京都府さん等のご指導を仰ぎながら検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、免許返納の有効手段についてを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） それでは、通告書に従い、一般質問を行います。

平成29年3月12日に改正道路交通法が施行されました。その背景には高齢者による交通事故の増加が挙げられております。主な改正内容は、高齢運転者の対策として、75歳以上の運転者に

認知機能が低下した際に起こしやすいとされた一定の違反があった場合、臨時に認知機能検査を行い、その結果が前回検査より悪化した場合には、臨時高齢者講習を受講しなければなりません。認知症のおそれがある場合には医師の診断書が必要となるものです。

当町においては運転免許自主返納制度があり、返納された方に対して一定の配慮がなされております。また、高齢者に対する買い物支援バスも月2回運用がなされており、高齢者対策に対しても行政的支援には何ら問題がないようにも思えますが、果たして運転免許証を返納された高齢者にとって十分と言えるでしょうか。高齢者が町営バス、支援バスなどを予定時間の30分、随分早くから待合の場所に出て長時間待つような光景も目にすることがあります。これは、高齢者ゆえ準備に時間を要したり足腰に支障を抱えているため、待合の場所まで行くのに非常に時間がかかるということです。また、運転手さんや皆さんに待っていただくのが申しわけないという思いもあると思います。

高齢者の方は、運転技術の衰えもあり、運転免許証を返納してしまうと、従前とは全く真逆の不便さと外出頻度の低さから、社会とのかかわりが途絶えてしまうというふうなおそれを持っていらっしゃると思います。伊根町は、独居老人、高齢者、点在集落、高低差のある点在家屋を見ても、現在の町営バスが、それからさらに進んだ交通弱者支援というものが必要になるんじゃないでしょうか。中山間地域でもあります。そういった対策を検討する必要があると私は思います。

ほかの市町では、電話予約によって乗り合いタクシー、いわゆるデマンドタクシーも試験運用を経て本格運用を開始しているところもございます。予約センターに予約すると、自宅付近までお迎えがあり、病院や買い物など目的地まで行くことができる内容となっております。当然、メリット、デメリットもございますが、そろそろ伊根町でもこういったことを検討する必要があるんじゃないでしょうか。さらに進んでいく高齢社会、それから交通対策として有効な手段を検討、あるいは試験運用など考えていらっしゃるのか、それとも現状のままなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 松山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

免許返納の有効手段についてと議員は申されておられますが、実のところは、免許返納者にこだわることなく、高齢者全般にとって現行の買い物支援バスや伊根バスの運行等、行政サービスがふだんの生活の不便さを解消する手段となっているのか、利便性はいかんということだろうと思います。また、町の現状を高齢者にとって十分な対応と言えるでしょうかと問われております。十分な対応という定義はなかなか難しくございますけれども、生活の不便さの解消や利便性において、行政の十分な対応、みんなが満足する対応というものは、これはなかなか個々によって違うものがありまして、際限がないこともございます。また、十分だと言われる方もおります。大変、行政の十分な対応というものは困難なものがございます。

町といたしましては、別に買い物支援バスだけではなくして福祉有償サービスも行っております。これは、いわゆる要介護認定を受けた方でございますけれども、この方にとってはタクシーは現実にあるということでもあります。また、敬老会に支援をする。それから、ふれあいサロンがあったり、また、すこやか運動教室、こういったものもございますし、また老人クラブでの各種の事業などもございます。いろいろとあるわけです。そういったものは、いわゆる議員が言われる免許を返納して他とのつながりが薄れていく怖さというものがあるというよりも、足がないから、皆さんに来てください、こういう活動をしてくださいという広報を行っても、なかなか逆に集まらない。それは何もデマンドバスがあるなしにかかわらず、そういう状況もあるわけでございます。

今日、議員がおっしゃるように、高齢者の条件不利地域の集落においては現在の交通施策から一歩踏み込んだきめ細やかな支援が必要となってきているのかもしれませんが、まだ現状では町内各地からは議員がおっしゃられるような交通施策について、区長と区長協議会等からのご要望はない状況でございます。そこで、乗り合いタクシー、デマンドタクシーについてでございますが、これは議員の通告の中ではちょっとわかりにくいところがありますね。他の市町と言われましたので、京丹後市じゃないかなと思うんですけど、京丹後市には2つあるんです。久美浜のほうでやっておられるやつと、京丹後でウーバー方式でやっている。ウーバー方式のものはNPOがウーバーのシステムを使って事業主体となってやられているので、あれはちょっと市町とは関係ない。久美

浜のほうでやられている、あれはもういわゆる公共交通の空白地という指定を受けての運用でございます。その辺の違いがあるんですけれども、久美浜のほうの例だろうなということで、要するに事業者が法令化のもと緑ナンバーでタクシーを走らせてもらえばいいわけですが、伊根町で営業していただけるタクシー業者はないということであります。先ほど申しましたように、京丹後市ではタクシー事業者がない、旧久美浜町、網野町エリアを運行するタクシー事業をプロポーザルによって募集し、選定事業者が区域運行の許可を取得し、乗り合いタクシーを運行しております。

議員には、このような仕組みが伊根町でできないかと、試験運行を考えていないかのご質問をいただいておりますけれども、京丹後市は、この乗り合いタクシー運行、EV車2台の運行に対して、年間1,600万円補助金を出しております。伊根町では、これまでから伊根町営バスを運行し、現在は、みなし4条路線に移管しているものの、その路線の維持に対して年間1,300万余りの補助金を支出しております。そうでありますから、伊根バスに加えて試験的にでも例えば2台で京丹後市にならってやるとすれば、総額2,600万、支出が倍増することが明白であります。費用面を度外視するならば、乗り合いタクシーの運行はドア・ツー・ドアのサービスが受けられ、今後ますます進行する高齢化社会の交通対策としては大変有効なものと思われませんが、限られた予算の中では、試験運行を行うにも予算を捻出する必要があるため、今すぐには手を出すことができません。

しかし、今後の交通施策においては何らかの転換が必要であることは認識しております。そうではあります、新たな事業を行うためには既存の施策をスクラップする必要があるとございます。現在、伊根バス、平均乗車率は0.1、0.2程度まで下降しております。そうありますから、地域のニーズとして伊根バスの運行より乗り合いタクシーの運行のほうが利便性が高いと判断されるようであれば、事業計画を地域公共交通会議でしっかりと議論をしていきたいと考えます。要は、伊根バスを廃止してしまってこのタクシーを導入すればいいということですね。しかしながら、その辺のところは、よくよく地域住民の皆さんのご意見を聞く必要があるかと思っております。今後においては、改めて地域ニーズをしっかりと酌み取り、デマンドタクシーの有効性なども含めて近畿運輸局の指導助言などもいただきながら関係機関との協議などを重ねていきたいと考えております。

また、いま一つ、公共交通空白地における自家用有償旅客運送制度がございまして。この利用というものが施策として挙げられるわけでありまして。自家用有償旅客運送制度については平成27年4月に制度改正が行われております。内容としては、まず実施主体が弾力化され、従来は法人格のある非営利団体に限られていたんですけれども、営利を目的としない自治会、青年団、観光関係の協議会など、権利能力なき社団についても実施主体として認められるようになっております。また、あわせて旅客の範囲も拡大され、従来は旅客対象を地域住民または実施主体が作成する旅客名簿に記載された者に限定されていたものが、地域の交通が著しく不便であること、その他、交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長の私が認めれば、地域外からの来訪者も運送できることとなっております。これが、いわゆる公共交通空白地輸送と言われるものでございます。これは、ちょっと今言うところは難しいところがありまして、伊根町の場合は伊根バスが行き渡っておりますので、近畿運輸局の見解としては、うちには交通空白地はないということになっておるんです。だから、これを即導入ということにはいかんのですけれども、そこはまた何とかこちらの思いを伝えて、空白地なんだというふうには持っていけないこともない。これがその施策として挙げられるわけでありまして。

本町において、制度改正に合わせて商工会、社会福祉協議会に対し制度改正の趣旨を伝え、事業の実施の検討を依頼した経過がございました。しかしながら、公共交通空白地輸送をやろうと手を挙げていただける団体がございませぬでした。実施主体が心配するのは、いわゆる採算性であります。運行しても乗っていただけないでは、どうにもならんわけでありまして。たとえデマンドでも経費がかかります。また、運転手の確保が難しいらしいですね。運転手の確保が大変厳しいとも挙げられております。ボランティア的に、みんな来てえな、やってえな、してえなということをお願いしても、なかなかこれからそういうことで人が集まる状況にはないわけでありまして。かといって、いっぴしの給料を出せば、これはまたまた赤字になる、赤字がかさむ。こういった状況下で、手を挙げていただける事業者がもしあれば、伊根町地域公共交通会議で審議し、まず試験運行、その結

果を見ての本格運行へとつながっていくものと考えます。でも、その際には、実施主体が事業として継続していくための補填制度、その辺のところを我々は腹をくくる必要があろうかなと、そのように思っております。

地域交通会議において運輸支局の専門官が申されております。実施主体は運行の決断をする。国はそれを審査して認可する。そして、行政は補助金で支援をする。そして、もう一つ大事なのが、住民の皆さんが、その後、奮ってご利用いただく。ここが問題であります。伊根バスもここがもう一つ来ないところで、えらいところがあるわけでございます。

繰り返しになりますけれども、今後においては改めて地域ニーズをしっかりと酌み取り、デマンドタクシーの有効性なども含めて、近畿運輸局の指導、助言などもいただきながら、関係機関との協議を重ねたく思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 検討され、その会議の中に持ち出そうとするのが具体的にいつぐらいな時期になりそうですか。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） うちの行政が遅いと言われるのは甚だつらいんですけども、ニーズや各地区の皆さん、区長協議会とお話はさせてもらう。また、地区内、地区内でのニーズ、俺はタクシーのほうがあえわ、そんなもん別に要らへん、バスのほうをなくしてそんなもんされてもたまらんわ、俺はバスでええでとか、いろいろとあろうと思うんです。その意見を集約して、集約したのもをもって地域公共交通会議にある程度形にしてもらわんなので、そこへ持っていくとなると、やはり29年度はないと言わざるを得ないのかなと思います。すみません、そのようにお願いします。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 費用面に関しては1,600万ぐらいかかると。1,300万を現在、丹海さんのほうに支援をしていますよということであれば、金銭的には問題がないと思うんですが、それに加えて、実施してくれる団体ですよ。そこがあって、例えば町民のニーズがあれば、即刻にでも動いていただけるという判断でいいんですか。

金銭的には1,600万円が費用としてかかりますよという答弁でした。それから、丹海さんのほうに現在、町バスとして支援しているのが1,300万円。これは、ですから入れかえてしまえば金銭的にはそんなに負担が出ないということだと思います。それと、懸念されておりました実施してくれる団体、商工会、福祉協議会のほうに打診をしたけれども、以前は手を挙げてくれなかったと。要するに実施する団体がいないということが一つ。それからもう一つは、先ほどおっしゃった住民のニーズですね。住民のニーズまでが固まってしまうと、即時そういった検討に入っていたらという認識でよろしいんですか。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） はい、そのようにしたいと思います。しかし、EV車2台で1,600万ですよ。

今の伊根バス、これで網羅して皆さんの足を確保している1,300万。果たして、おいそれたかだか2台のタクシーを走らせるので、伊根バスをなくして、それがいいものかどうか。その辺のところは大変慎重な検討が必要であろうかなと思います。

重なっております、久美浜のほうでやっているバスも、あそこには何にも公共交通がないからということなんです。町にはあるんです。まず一番最初に近畿運輸局の認識を、こういうものが必要なんだということをちょっと言わんならん。ここにも時間がかかりますので。言われるとおりに思うんですよ、ほとんどコンセンサスを得られて住民の意思も固まったら、それはすぐに行けばいいというか、その後にも法的な手段が、クリアせん部分がありますので、すぐにといいながらも現実には結構時間がかかろうかなと思います。

また、検討するのはそれだけではないと思うんです。いろいろあるんです。逆に、今、路線バスは蒲入まで行っております。蒲入どころじゃない、京丹後まで、よし野の里まで行っておりますね。

それに対して、全部うちが運行補助を出さんなんのですね。じゃ、いっそのこと蒲入どまりにしてしまったらどうか。もう一つ、いっそのこと伊根どまりにしてしまうと、路線バスは。そして、その後、伊根バスでつなぐ。これでもかなり補助金的なものは圧縮できるんじゃないだろうか。そして、なおかつ今、社協のほうで福祉有償サービスを実際にやっておられますね。これは介護認定とか条件をクリアせんと乗せてもらえないわけですが、この組織がですよ、福祉有償じゃなくして空白地交通のほうに移行してもらったらいいいわけです。でも、いつきはちょっとこらえてくださいと。それは怖いですわ。先ほど言うたように運転手は確保できるんだらうか、赤字が出たら町が払ってくれるんか、ほんまかいな、ちょっとという感じですよ。だけど、そこをこちらが赤字補填をしっかりと腹をくくるようなことがあれば、また話はできると思うんです。ですから、議員に提案願ったことを含めて、さまざまなことを検討させていただきたいと思います。なかなかすぐに来年にはというふうにはなりませんけれども、その辺はご理解願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

次に、合同で取り組む学校等の行事について及び今後の区民運動会のあり方についてを通告議題として、上辻亨君の発言を許します。

8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） お疲れさまです。それでは通告書に基づいて質問させていただきます。

当町では、現在、小学校2校、中学校1校、各小学校で行事が行われておりますが、春の運動会や廃品回収、学習発表会等、保護者の方も協力参加することもあります。毎年、来賓として見に行かせていただいておりますが、年々、子供たちの人数も減少傾向にあり、春の運動会では少人数のため学年単位での競技ができない状況にあります。現在、本庄小学校では全校生徒17名、伊根小学校42名、伊根中学校39名であります。平成35年の小中学校の児童数の推移を調べてみますと、大きく減少することはないように推測されますが、少人数で行事に取り組みられるよりも、小学校で取り組みのできる行事は合同で行うなど、また廃品回収などでは小中学校で取り組むなど、検討してみてもどうでしょうか。

学校行事では保護者の方の協力ができないものもあります。合同で取り組む行事を通じて各地区の保護者の方たちとの交流もあり、今後、統廃合や小中一貫校のことについての意見や当町の小中学校のあり方についての要望等も出されてくるのではないかと考えますが、教育長の考えをお聞きしたいです。

また、伊根町が4村合併前から各地区で毎年10月に行われている区民運動会がありますが、私の地区の筒川地区では、数年前までは多くの参加もあり、にぎやかで活気あふれるような区民運動会のように思いましたが、筒川地区も高齢化と人口減少に伴い参加者も減少し、競技内容についても毎年検討課題となります。高齢化が進み、高齢者の方の競技に偏ったり、子供がいないからできなくなったり、毎年役員で検討しているように思います。

現在、各地区で区民運動会は行われておりますが、4村合併当初約7,700人も現在約2,200人余りであります。スポーツチャレンジフェスティバルもなくなり、これといった伊根町全地区で協力し合う行事も行われておりません。ことし3月6日に若人町民100人ミーティングの報告会があり、人材育成、情報発信、交流の観点から、地域や世代を超えた交流として旧村単位の文化祭ではなく町全体の文化祭として平成29年度は取り組むべく進めているとお聞きいたしました。筒川地区、本庄地区との合同での区民運動会や、朝妻・伊根地区合同の区民運動会の取り組み、さらには伊根町全地区での合同区民運動会の取り組みも必要ではないかと考えます。

4村合併し約60年、それぞれで行われていたいろいろな行事も、各地域で残していけないものもあると思います。しかし、できることから協力し合い、今、合併をしないまま今後も単独で伊根町として進むには、行事等を含め合同でできることは協力し合うことが今後の当町のあり方と考えますが、教育長と町長にお聞きしたいです。

以上について答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、教育長のほうが答弁すればよろしいんですけども、これもまたご指名でございますので。私は、今後の区民運動会のあり方について、こちらのほうの答弁を私

の気持ちを簡単にお話し申し上げて、あとは教育長のほうにつなげていただきたいと思います。

また、議員おっしゃいます趣旨はそうなのでしょうね。だんだん人口が減って行って人がおらんようになっていく。だけれども、幾ら人が少なくなっても今でも現状でも2, 200余りの町民の皆さんがこの土地で生活をされている。現在の生活というのは実際にあるわけでありまして。幾ら人が少なくなったって、我々はやっぱり支え合い助け合ってこのまちを盛り上げていかなきゃいけない。これは共通の認識であろうかなと、そのように思っております。

そこで、私のほうからは区民運動会のあり方についてでございますけれども、ありていに申し上げまして、区民運動会は公民館が行う地域コミュニティ行事の一つであります。そのあり方や方向性を決めるのは、やはり行政ではなくして、それぞれの地区であろうかと思っております。それぞれの地区の特色、歴史伝統、何よりも地域住民の意向を十分に尊重されるべきであろうかなと思っております。

行政主導で一つにして運動会をやるというふうな行政主導は似つかわしくないのではないかなと。そういうふうにしてほしいという話になれば、ご支援は申し上げる次第であります。

ちなみに、身近な行事が他地区と合同で行われるようになると、何か見ておりますと参加者は少なくなるような気がいたします。スポチャレ、やめになりました。伊根町スポーツチャレンジ、いわゆる町民の皆さんが一堂に会してさまざまなスポーツに取り組むスポーツチャレンジフェスティバル、これも本当に参加者の減少によりまして、それプラス個々の当初の目的は達成したということではなくして、そして個々の競技大会に今、移行したわけです。発展的解散であります。結局のところ、スポーツに親しむのに、同日にみんなが集まって一斉にやりましょう、そんなことを言う必要はなかったように思うわけであります。

本当に今後、各種公民館で住民の皆さんが区民運動会のあり方についてどのように考えておられるかをしっかりと把握をされまして、区長会と一緒に運動会も含めた地域コミュニティ行事のあり方を検討していただければと思います。繰り返しになりますが、町としましてはできるだけ支援をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、上辻議員のご質問にお答えします。

その前に、平成28年度も残り1週間となり、伊根町の教育行政のほうも順調に推移をしております。過日は中学校の卒業式、そして小学校の卒業式と、それぞれ各地区の方々においでいただいて無事終了をすることができました。ありがとうございます。さらに、社会教育全般にわたってもさまざまな行事等を行うことができました。皆さんの協力だということに思っております。ただ、残っているのが各小委員会だとか各会の委員の方を選ぶということを行っております。その中で、なかなか人数が少のうございますので難しゅうございますが、協力的にさせていただいているというのを報告させていただきます。そして、学校教育のほうも、修学旅行も終え、きょうは修了式を無事終えたんだらうなというように思っております。ありがとうございます。

それでは、答弁に入らせていただきます。

学校行事につきましては、従来から各学校区で保護者、地域の皆さんのご協力のもとに実施できていますこと、感謝を申し上げる次第であります。学校の現状、とりわけ本庄小学校につきましては20名を落ちてきたというような状況であります。現在、来年度は17名の予定で今、推移をしているところであります。京都府としましては、15名以下になると、いろいろと考えていかないと行政的な事務作業が出てくるということでございます。でも、何とか17名でありますので、うまくいくのかなというように思います。定数の問題になってまいります。

ご質問のとおり、児童数が減ることから、各種行事等を行う中で、大人数の取り組みができない状況が生じていることは承知しております。現在、小学校の合同の取り組みは学習面と行事がございます。それぞれの学校で、一生懸命英知を結集して工夫をしながら、子供たちに全国一律の基準に基づく教育内容を提供すべく頑張っております。例えば、小小連携、本庄小と伊根小とで学年ごとに生活科あるいは社会科、あるいは校外学習等々を含めまして事業所の見学もありまして、一緒に集まって行っております。スキー教室など各種交流等も実施しておるところであります。さらに、連携による少人数クラスの課題克服につながっていることは言うまでもございません。過日、

英語活動で本庄小と伊根小と子供たちが一堂に会してテレビ会議等々も含めながら学習を交流したところであります。光ファイバーが入っていく中で、さらにこれが使えるのではないかなというのを研究していくべく、予算も平成28年度につけながら、各学校へ二、三年のうちには何とか整備をして充実させていきたいなというには思っています。多様な意見交流での協議だとか児童同士の関係づくり、中学校入学へのスムーズな移行にこのことは役立っていると確信しております。

しかし、交流学習は、それぞれの学校の職員が計画を練ること、そして内容を考えること、子供の実態に沿うこと、そういったことを検討する時間が要ります。学校間の連携事務がさらにふえます。幸い15分から20分程度で行き来ができるので、今のところ何とかやっているというようにご理解ください。子供たちの学習力の向上、授業環境の改善が図られることから、継続して今後もどんどん取り組んでいきたいと思っています。教育委員会としましてもできるだけ支援等々をしていきたいというように考えております。

しかし、行事の合同実施につきましては、現在、修学旅行を合同で行っていますが、その他は特に行っていないのが現状であります。議員が言われますように、春の運動会は本庄小学校と伊根小学校では児童数に差があり、競技種目が限定される運営体制にも工夫をするなど苦慮されながらも、それぞれの学校で実施を行っているところであります。見ておりましたら、皆さんもご承知だと思いますが、午前中フルで参加しております。普通、大きな学校でありますと3種目ぐらい休憩して次というようなことで行うわけですが、ここはもうフルタイムで子供たちが動いております。でも、けなげに子供たちは、それに応えて、倒れることもなく頑張っておりますので、活動量としては大規模校よりも数段すぐれていると自負しているところがございます。しかし、学校、保護者から合同でやりたいといったような意見は今のところ正式には伺っておりません。気にはなっておりますが、今後このことについては慎重に見ていきたいというように考えております。

また、ご質問のように、小中学校3校の児童生徒、保護者、また地域の皆さんが一体となってPTA活動等々を含めまして、廃品回収、運動会、学習発表会などに取り組むことができれば、内容も充実、運営もスムーズに進むかと推測しますが、学校運営上、学校長の判断あるいはPTAとの協議、そして子供の実態等々を考えて実施されているものであります。教育委員会はできる限り側面支援ということで温かく指導、助言をするということにとめておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。学校、PTAで今後、協議検討いただくのがよいかと思います。一緒に教育委員会も悩み、検討をしていきたいと思っております。教育委員会は、その結果に対し、できるだけ前向きに考えていきたいというように思っています。まずは各学校PTAで検討され、次に合同で検討するといった段階を踏まえ、小中学校の行事の今後のあり方を検討していただきたいと思えます。

小中一貫校につきましても、まだ今のところ正式には聞いておりません。運動会等々につきましては、公民館行事として今、町長のほうから答弁がありましたので、公民館の各主体にお願いして、そこで検討していただきながら各地区に合った内容で行いたいなというように思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。人が、子供たちが少なくなって、けなげですぐれていると教育長はおっしゃられましたが、何かもう見ていたら、ばたばたしておって大変みたいなのにも思うんです。それで前の日に保護者の方が準備をしたり、見ておっても十何人子供はおるんですけども、保護者にしたら人数はその半分ぐらいですわね。そういうこともやっぱり準備段階から大変だなとも見ておるわけなんですけど、本庄小学校については29年度は2年生が2人、ほんで一つの家族が舞鶴のほうへ行かれると聞いております。2名が29年度入学、この資料では入ってきて、15名になるという予測、この資料はそうなんですけど、15名でほんまにうまいこと回れるのかなというふうな感じがしております。伊根小学校については42名ということで、まだ若干、29年度は14名の子供が入学されると聞いておるところでありますけど、本当に人口的にも平成38年には伊根町の人口が1,600人になるということも言われておりますし、少しずつでも、この間、卒業式でも子供が、お別れの言葉でですよ、伊根小学校と本庄の子供ですけど

も、修学旅行に一緒に行ったらすごい楽しかったと言っておられました。だから、やっぱり運動会を通じてでも協力し合うことで、またつながりができると思うんです。ほんで中学校へ行ったら一緒になれるんだから、やっぱりそういう行事を通じてちょっとでも。今、きのう町報のほうでもICTを使って伊根中学校と勉強のやりとりをしたと。別にそれを使わなくてもすぐ一回やればできるんじゃないかなという感じはしておりますが、私はそういう運動会とか行事、廃品回収だったら、小学校にも子供がおって中学校にも子供がおるとなったらどっちも行かんなんわけですね。そういうことも、やっぱり保護者の方のことも考えてあげて、今後の取り組みとしてちょっと考えていただきたいなというふうに感じました。

以上で終わります。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 今ご指摘の本庄小学校の平成29年度の児童数が15名になるんではないかという危惧でございます。先ほど答弁の中でお話ししましたが、だんだん減っていくということはもう事実でございます。その中で、できる限り遜色ないように教育水準の維持と子供たちの進路実現に向けては頑張りたいというように思っています。その行く末がいろんな合同行事であったりいろんな取り組みであるということは承知していますので、いろいろと工夫しながらやっていきたいと思っておりますので、またご理解とご協力をお願いしたいというように思います。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

最後に、法定外目的税（宿泊税）について、公共交通について及び既存施設の利活用等について並びに空き家対策についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は前回までの一般質問等を踏襲した形での質問となりますので、よろしくお願いいたします。

1番目に、法定外目的税（宿泊税）について質問させていただきます。

昨年の法定外目的税に係る一般質問の中で、宿泊税について、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる目的で近年先行投資している伊根地区からスタートして、東京都同様に1人1泊100円を徴収する宿泊税も検討できるのではないかと発言させていただきました。ご存じのように地方自治体が課する地方税は普通税と目的税に分けられます。普通税は、住民税や固定資産税、軽自動車税などに代表される徴収される税金の使い道を特定しないで付加され、地方自治体の一般経費となるもので、目的税は、国保税や入湯税に代表される徴収される税金の使い道を特定して付加され、その特定された使用目的や事業の経費とされるもので、道府県や市町村の目的税の税目などが地方税法に定められています。

法定外目的税は、平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されたもので、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を各地方自治体が条例を定めて新設することができる税であります。地方税法上では、地方自治体が法定外目的税を新設、変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされていますが、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過剰となること、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、国の経済施策に照らして適当でないことのいずれかに該当する場合を除き、総務大臣は同意を与えなければならないこととされています。また、法定外税の納税額が全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれるもの、特定納税義務者に対して意見を聴取し、意見の提出を求めるとされています。

さて、法定外目的税の例としては、乗鞍環境税や産業廃棄物税、環境未来税のいわゆる環境税と、その他の分野の税としては、日本で最初の法定外目的税とされる山梨県富士河口湖町の遊漁税や、今回質問させていただく東京都や大阪府の宿泊税が挙げられます。宿泊税は、地方税の法定外目的税として制定されており、現在のところ東京都や大阪府で制定され、東京都や大阪府で宿泊した場合は宿泊税が徴収されます。納税義務者は宿泊税が制定されている地域に宿泊する方であり、宿泊税は宿泊者から徴収され、宿泊施設が特別徴収義務者として納税をすることになります。宿泊税のような法定外目的税とは、目的に沿った使途がされる税のことをいいます。例えば、東京都の宿泊

税の場合、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるとされています。大阪府では、世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充当されるとされています。

地方税の性質は、各人が政府から受ける利益に応じて課される応益課税にあります。旅行者は当然ながらその地域のインフラ等による便益は受けていることとなりますが、その便益に対する費用負担はしておりません。旅行者が利用するその地域のインフラや行政サービスに関するコストは、その地域の住民などの住民税によって賄われているというのが現状となります。観光産業が盛んな地域において、これらの費用を住民が負担しなければならないというのは、応益課税の原則からも少し違和感があるものであります。宿泊税は、その点において、実際にその地域のインフラや行政サービスを利用する旅行者などから応益課税として費用負担を求める税となります。地方税の考え方から外れていないと思います。

一部報道によりますと、山田京都府知事も宿泊税は全国的な税になれる芽があると述べられているということも聞いております。ちなみに平成27年の当町の観光入り込み客数消費額調査によりますと、当町の宿泊客数は平成26年に比べ2,526人ふえ、2万9,519人となっております。現在であれば平成28年の観光入り込み客数の速報値が発表となっておりますので、伊根町のほうでもそれを把握されておるところであります。宿泊料金や地域を区分せず、単に町全域を対象として税額100円とすると、平成27年ペースだと約300万円の税収となり、新たな財源が確保されます。宿泊税導入の賛否はあると思いますが、今後、日本が観光立国の実現を目指す中で、地方税の応益課税の原則の考え方や観光振興施策や観光客に対する住民理解の向上、そして当町の魅力をさらに高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる目的で宿泊税を検討すべきだと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、公共交通について質問させていただきます。

200円バスの社会実験が本年9月30日で終わります。実証実験が開始された平成25年10月以降、着実に年々利用者がふえ、現時点で基準年度である平成23年10月から平成24年9月に比べると、宮津与謝地域で168.8%と乗車人員は大きくふえ、運賃収入も84.9%と、海の京都による観光推進の影響や伊根バイパス開通に伴う長延地区への延伸運行、うみやーもん祭りでのバス無料乗車券の配布、中学校卒業生向けの公共交通利用啓発チラシの配布、バス停の清掃、総合時刻表の配布等の効果もあり、着実に増加傾向にあることは間違いありません。本格運行をぜひとも進めるべきだと思いますし、ある意味もう今となれば既定路線だとは思いますが、本格運行にはさらなる利用者の増加が望まれます。町職員の通勤利用の促進はもちろん、利便性や魅力的な観光資源が沿線に数多く存在することを改めて発信し、観光客のさらなる誘致を図っていくことが必要ではないでしょうか。利便性の向上や地域住民の生活サービス向上に向けたさらなる対策も必要と考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

全国の過疎地域で路線バスの廃止が相次ぐ中、ヤマト運輸が路線バスで宅配便を輸送する客貨混載事業を広げています。2015年の岩手県、宮崎県に続き、2016年は北海道、熊本県で事業をスタートさせました。ヤマト運輸にドライバーの配達時間確保やコスト削減のメリットがある一方、地元のバス会社にも一定の収入が入る仕組みであります。バス路線網の維持と物流の効率化による地域住民の生活サービス向上を目的に、路線バスで宅急便を輸送する客貨混載や、観光客の荷物を次の目的地、例えば観光案内所がある駅に運ぶ手荷物サービスの検討や、コミュニティーサイクルや海上タクシー以外の当町に着いてからの二次交通の整備等、新たな対策について検討する考えはないかお伺いいたします。

丹後管内の観光客に占める外国人の人数は平成24年では1万2,392人でしたが、平成27年には2万7,648人と倍以上の外国人の方にお越しいただいております。現在、バス停留所には日本語と英語の表記がされていますが、英語表記に至っては眼鏡をかけても見えないぐらいの小さな小さな文字で、とりあえず英語表記をしたというような程度の文字サイズとなっております。私自身、現場確認に向いた際も見落としした程度のサイズでありました。バス停留所の表記は、高齢者の方や外国人の方にもわかりやすいように表示板や字を大きくするとともに、バス停への外国語表記やピクトグラムの使用、掲示スペースが限られるのであれば、QRコードによる時刻表サ

イトや乗り方ガイド、近隣のお店紹介や主要な観光地までの距離をはじめとする観光情報をリンクするなど、検討する考えはないか。

バス停留所の名称についてです。伊根浦公園がある最寄りのバス停の名称は皆さんご存じでしょうか。答えは伊根というバス停名称であります。この名称が観光客目線と言うと非常にわかりにくいという声を多々耳にしております。来年3月には観光案内所がこの地に移設されるわけでありませう。公共施設や目印となるような施設がある場合、利用者目線に配慮した施設名への名称変更を検討する考えはないかお伺いいたします。

続きまして、既存施設の利活用等についてお伺いいたします。

今後とも人口減少が見込まれる当町において、地域社会としての存続に際して最低限必要な施設の整備が求められる一方で、旧朝妻小学校をはじめとする耐震基準の低いものについては利活用のめどが立たない状況にあります。また、本年1月17日に諮問された旧本庄中学校の利活用についても、コミュニティー施設や運動施設、健康増進施設等をはじめ、さまざまな施設の利活用に関する意見が出されたものの、総合的に勘案した結果、校舎棟及び体育館については解体撤去し更地にし、跡地の利活用の方策については地元である本庄地区とともに検討されるべきだとの答申が廃校施設利活用検討委員会より提出されたようであります。このような施設は、建築基準法における耐震基準を満たしておらず、一定の改修なくしては安全に施設を利用することができないことと、安全性を確保するに当たっての多額の改修費が必要で費用対効果を十分に確保することが難しい現状にあります。

また、2020年度に再編統合される宮津高校伊根分校の総合体育館や、町の施設ではないが分校校舎も利活用を検討していかなければならない施設となります。このような施設を保有する中で、老朽化、遊休化しつつある施設については、生活の利便性や安全性、事前防災の観点等も考慮して、地域のニーズや課題を酌み取りながら利活用や、場合によっては解体撤去も図っていくことも重要であると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

伊根マグロや伊根ブリ等の大型魚のシェアや、今後人材確保が厳しい分野であることが予想される農水産加工や学校給食、高齢者への配食サービス等の複合食品加工・調理施設やサテライトオフィス等として整備する考えはないか。遊休公共施設の解体撤去を対象とできる特定地域再生事業について十分な予算額を確保するとともに、地方負担部分への過疎債充当を可能とするような要望を関係機関へ働きかけていただいているようではありますが、利活用についてビジョンがないのであれば、施設においては解体撤去を検討する考えはないかお伺いいたします。

最後に、空き家対策について質問させていただきます。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。市町村は空き家等に関する対策についての計画の作成や対策の実施等を適切に講じるよう努めるとされ、特定空家等に対する措置として助言、指導、勧告、命令、代執行という一連の手続が規定されております。特定空家に指定された管理状態が悪い空き家は、空家等対策特別措置法にのっとり、各自治体による行政代執行が行われます。当町でも既に特定空家に該当すると思われる空き家も存在しており、管理不全な状態となった空き家に対する措置について審査、調査等を行うため、客観性を担保した第三者による空き家等審議会の設置や庁内組織体制等、行政代執行に向けた環境整備や一定の基準を満たした空き家の解体補助制度の創設も必要だとは考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えしたいと思います。多岐にわたっておりますので、簡潔に申し上げたいと思います。

宿泊税でございます。全国で東京都が先駆け、独自の法定外目的税として平成14年10月から施行し、東京都の観光振興のために使われていると伺っております。また、本年1月1日からは、全国で2例目となる大阪府においても同様の目的で導入されております。現時点では東京都と大阪府のみが導入しているだけでございますが、昨年12月には京都市においても新たな財源確保のための一案として検討を始めたということが報道されております。また、ことしに入りましてからは、金沢市で来年度導入に向けた動きがあると報道されたところでございます。山田知事がおっしゃっておりますように、多分これは結局どこがしてどこがあかんなんていうことないと思います。全

国的にこれから広がっていくものだろうと、私もそのようには思っております。

議員ご承知のとおり、この法定外目的税は宿泊税ではありません。我が伊根町も平成27年から舟屋景観の維持及び観光施設の維持整備並びに水産業の振興を目的として、景観協力税の導入について協議、検討を進めてまいりました。具体的には、営業を目的としている有料の船舶により伊根湾を遊覧する行為に対して税を徴収させていただこうと考えてきたところでございますが、事業者との一定の協議も済ませ、総務省との事前協議についたところ、各種の条件設定や税法上の取り扱いが十分調整できていないとして事前協議にも至っていない、そういう経過がございます。自主財源の乏しい当町にとって、目的税導入は重要な視点であります。宿泊事業者や関係機関とも大変厳しい協議を重ねなければなりません、でも当町では一番の大口の議員さんが言われるんだから難しくはないかなと思いますけれども、関係者等のご理解が得られるものならば、地方自治体に与えられた課税自主権に基づき、法定外目的税、宿泊税の導入を検討したく考えます。

しかしながら、今回の金沢市での宿泊税検討について、総務省の発言では、市町村での導入事例はなく、慎重な検討が必要と、そのようにコメントされているところでございますので、我々も慎重な検討が必要であると考えております。

次に、公共交通についてのご質問でございます。

まず1点目、宅急便を輸送する客貨混載や観光客の手荷物サービス、また二次交通の整備についてでございます。

地方バス路線は、あくまで生活交通の基盤として地域住民の足を確保することが前提でありますので、本町の地域公共交通会議等の中でも調整を図る中、しっかりと維持してまいります。また、利便性向上については、2市2町で組織する丹後地域路線バス利便性向上協議会の場で引き続き検討してまいりますので、徐々に住民サービスが向上していくものと考えております。宅急便、手荷物サービスなどの輸送やバスを降車した後の交通については、本町が対策として考える性質のものではなく、民間が行うことが原則と考えてみます。民衆で調整されるべきものと考えております。ただ、松山議員さんのご質問にお答えをさせていただきましたけれども、例えばウーバーだとか、また公共交通空白地輸送等々を手がけられる業者が出てきた場合には、それなりの支援はしてまいりたいなと思っております。

次に、バス停における高齢者や外国人への対応として表示板の字の拡大や外国語表記やピクトグラムの使用、QRコードの利用の検討でございますが、本町を走っているバスは路線を定めて定期に運行する自動車により乗り合い旅客を運送する一般旅客事業、いわゆる4条路線、そしてみなし4条路線にありますので、この件につきましても基本的にはバス運行事業者がみずから考え行うものであると考えております。こういった議会での要望があったということは、いろいろな形でお伝えをしたいと思います。特に外国人に対してのQRコードの利用については、いろいろと手段があるとは思いますが、差し当たってWi-Fiなどの基盤整備が必要と考えており、当町はまだ限られた部分でしかWi-Fi整備ができておりませんので、またいい補助金がある場合は調べたいとは思っているんですけれども、まだ限られた場所です。そうありますので、Wi-Fiなどの基盤整備が必要と考えておりますので、本町がこれらの整備費を考えますと相当の費用負担が必要であり、これらの点についても民間に対して要望してまいりたいと思っております。

次に、バス停留所の名称の変更についてでございますけれども、業者との協議で変更できますので、ネーミングライツではありませんが、対応が必要な停留所については、ご提案いただければ官民協議させていただきます。議員のほうでも何かよいバス停名がございましたらご提案いただけたらと思っておりますが、個人というよりは、やはり観光協会であったり商工会であったり、またそれぞれの地区、区域、区長会等の団体を介して、そういう形でご提案いただければ幸いです。町といたしましては、現在、差し当たって特別な案を持っておるところではございません。

次に、既存施設の利活用についてでございます。

まず、1点目の老朽化、遊休化しつつある施設について、農水産加工や学校給食、高齢者への配食サービス等の複合食品加工・調理施設やサテライトオフィス等の整備を検討する考えはないかということでございます。

伊根町においても、使われていない施設を活用し、そういった事業を展開することについては考

えていないわけではございません。しかしながら、大きな空き家とも言えるこれらの施設を活用して事業を展開できる業者を見つけることが大変困難でございます。来ていただける企業、業者があれば、計画など話は伺いたいと思っておりますが、そういった話が一切ないのが現状でございます。当町といたしましても、美しい村連合のいわゆるサポーター企業さんでございますか、現実にコピーの何だったかな、ど忘れしました何とかという会社もよそのまちでサテライトをやっておられることもございます。いろいろとお問い合わせはさせていただきますけれども、何かそれこそ伊根湾の舟屋、言うてみれば小売施設だとか舟屋の里みたいなどころ、ああ、こういうところに提供いただけるならと言いますけれども、朝妻小学校とか本庄中学校といえますと、なかなか話にはならんのが現状でございます。また、現状の遊休施設はいずれも老朽化が深刻となっているため、改修なくしては使用できる状況にありません。しかしながら、今後の展望が見出せない状況下では先行して改修に踏み切るとは甚だ問題があろうかなと考えております。

次に、2点目の施設の解体・撤去を検討する考えはないかということでございますが、老朽化、遊休化しつつある施設を解体・撤去するということは、選択肢の一つであると考えております。解体・撤去をすることによって、日常的な維持管理コストを削減することもできます。また、既存の建物の構造に縛られることなく、更地となったその場所の活用方法を幅広く模索することができるというメリットがございます。しかしながら、解体・撤去を行うとしても数千万円の経費がかかることが予想されます。その解体費用は全額とも町単費による執行となりますので、財政負担が大きく、今はその時期ではないと考え、すぐに解体・撤去をするということは考えておりません。現実には議員おっしゃられますように、本庄地区さんからは解体・撤去という諮問結果をいただいております。真摯に受けとめて、その方向で検討させていただきます。

そうでありませけれども、前にも言わせていただきましたけれども、いわゆる全国の過疎地域連盟、過疎地連、そちらのほうで過疎債の対象事業にこういった解体・撤去費用を充てさせてくれということをお願いして国に対して申し上げております。イの一番の過疎債の対象事業にしてくれと上げておるんです。いま一つ、なかなか声が出ないんですけれども、全国的にこれは声を上げていきたいと思っております。さすれば7割は国が持ってくれるということでございますので、今すぐにといいわけにはいきませんが、その方向で考えさせていただきます。

最後に、空き家対策についてでございます。

空き家については町内では195件確認されております。地域住民の高齢化、町外転出などにより空き家の管理が粗末となり、中には朽ち果てていく事例もないわけではございません。このような状況を改善するには、議員ご指摘のとおり、危険建物について指導、勧告、命令、行政代執行という一連の流れが条例制定とあわせて必要になると考えます。機械的に言えば議員ご指摘のとおりであります。本町といたしましては、現在まだ伊根町としては自治会機能が維持されている中でありますので、空き家対策に関する代執行を前提とした条例等の必要性はまだ感じられない現状だろうか認識しております。現段階では空き家をどう活用するかという視点に立って考えることが必要と考えております。

まずは、空き家対策の推進に関する特別措置法、議員もおっしゃっておられました。その特措法第6条に基づき、国の基本指針に則し、本町の空き家等の課題を解決するため、仮称ではありますが、伊根町空き家等対策計画を策定する予定でございます。基本方針は3つ。一つに、空き家にさせない予防対策の推進。一つに、空き家は地域の資源である、利活用の推進。一つに、放置された危険な空き家の対応、適正な管理の推進。ここが議員おっしゃられるところの話なんです。いわゆる予防、活用、最後には除却となるわけでございますが、この計画をもとに利活用に重点を置いた空き家対策総合支援事業に取り組みたいと考えております。

また、解体補助制度でございますが、家屋の改修や新築などは機能の向上や定住促進の観点から行政としても支援していくところではございますが、家屋の解体処分費については原則所有者負担であると考えております。しかし、除却後の用地の利活用があるのであれば、解体処分の費用を行政が負担することも考えられます。そのように考えております。

繰り返しとなりますが、今の思いといたしましては、空き家等に関する計画を策定し、利活用できる空き家対策総合支援事業に取り組みたいと考えております。議員ご指摘の事態が散見されるよ

うになってきた場合には、特措法の趣旨に沿った条例制定を考えていきたいと思っておりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問は全部終了しました。

45分まで休憩いたします。

休憩 11時35分

再開 11時44分

○議長（泉 敏夫君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、議案第1号 平成29年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。反対討論はないようであります。

それでは、賛成討論をお願いします。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） 私は、平成29年度一般会計予算案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

さて、本予算は平成28年度対比2億4,600万円の増額、増減率プラス9.4%で、昨年度の大きな減額の前算から見ると増額になっておりますが、近年の前算推移から見ると抑制的な前算であろうかなというふうに思っております。

本予算では、5年目の住宅改修助成事業は町内の中小業者の仕事確保にもつながり、地域を本当に元気にするという点で町内の他の業種にも波及効果があり、大きく期待するところでございます。最終年度ということで総括を行い、さらに発展できればいいかなというふうに思っております。

農業分野では、国において環太平洋パートナーシップ協定交渉が参加する各国間で大筋合意に至りましたが、アメリカのほうではトランプ大統領が就任したことによりTPPの離脱を表明されました。このことに伴い、今後どのような情勢となるのか注目をして、即座に対応できるよう動向を見守っていかねばなりません。

そういう中で、新規就農支援事業や移住促進住宅整備事業補助金、農林業生産基盤整備事業補助金などで若い農家が自立をして伊根町農業の中心となってもらうことを期待し、さらに今後、空き農地がふえてくると予想をされる中で、若い方々が張り合いを持って農業ができるよう、基盤の整備と支援の充実、京力農場プランの策定支援など、今後も期待をしておるところでございます。平成29年産米の生産数量目標が行政による最後の配分となります。30年以降、行政による配分に頼らずとも生産者みずからの経営判断により需要に応じた生産に取り組んでいかなければなりません。平成30年以降、米の産地間競争が激化することが想定をされ、米の価格がどうなるのか大きな不安がございます。伊根町の農業がどうあるべきかのあり方から再検討しなくてはならない状況になります。町独自の支援も含め、農村集落の維持発展のための検討が必要かと思っております。

本予算の目玉であります町営住宅建設費では、高齢化率が45%を超えた当町で持続可能なまちづくりを進めるためには、子供がいる世帯や単身世帯を一定ふやすことが重要で、その基盤整備のための住宅建設には大いに期待するところでございます。

有害鳥獣対策では、鳥獣の捕獲と追い払い、侵入防止柵設置の3点を効果的に実施されることが有害鳥獣対策の中心となることが求められてきています。さらに、この3点を深く追求することが求められ、研究機関と連携しながら獣害のない安心して農業が営める環境づくりに努めていただきたいと思います。猿の捕獲も一定進んでおりますが、民家への侵入も以前に比べ格段に多くなってきています。次は人への危害に及ぶことも早い時期に起こることが想像できます。被害の正確な把握で個体数調整の必要性を京都府に数字でもって力強く訴えるようすることが重要であります。猿も保護管理という考え方から、近年、個体数調整の考えにシフトをし、さらに個体数調整も群れの全滅も含め考え方が変わってきているということでありまして、猿の大型捕獲おりの大量駆除には大きく期待をしているところであります。また、熊についても最近の出没数は異常に多くなり、

集落にも頻繁に来ています。京都府も熊の有害捕獲には動き始めているようですが、人への被害が出る前に京都府への強力な有害捕獲の必要性を訴えていただきたいと思います。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連の改良が図られ、大きく期待するところでございます。

まちづくり推進事業は、まちづくりを推進しようとする団体にとって大変有意義な制度であります。町内団体に十分な周知をいただいて、効果的な補助金となることを期待します。中でも活き生きまちづくり応援補助金は4年目となり、自治会としては比較的自由に使える補助金として、自治会にとって便利なもので頼もしい事業でございます。

教育の無償化事業は3年目で、子供は地域の宝という視点で全国的に伊根町の姿勢を発信していることは意義があることで、大きく評価をいたすところでございます。また、本年度より学校草刈り業務が予算化をされました。近年、保護者と教員だけでは学校周辺の草刈りには困難を来していたところで、学校支援ボランティアと協働で草刈りも行ってきましたが、全てきれいに刈り終わるまでには至っておりませんでした。今回の予算計上で教育環境の向上に大きくつながることを喜んでいるところでございます。

最後に、都市部の一部大企業では景気が上向いているということではございますが、末端の地方や中小企業、1次産業の分野では相変わらず不安定な状況で格差が広がってきています。そして、長い長い閉塞感が続いております。伊根町ではさらに厳しいものがございます。そんな中ではありますが、伊根町が町民との対話を重視して、町民の理解を求めながら小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、伊根町に生活する町民を大いに激励するならば、町民に未来の展望を与えることができると考えています。町民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力いただくことを期待いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はありませんか。2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） 平成29年度一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

本年度一般会計予算は、舟屋の里公園トイレ棟新築事業、定住化促進住宅の建設事業等の新規事業によりまして28億6,000万円で前年度比9.4%の増額であり、歳入については依存財源80%を占めており、国・府の動向を注視する必要はあるものの、身の丈に合った予算と思われま

す。伊根地区漁業集落排水事業も平成28年度で完了し、生活排水等の処理により、住民生活の改善はもとより、吉本町長が目指す観光化には欠かすことのできない施設であり、大いに感銘を受けます。また、駐車場の整備もされ、海の京都観光交流施設も来月の開業となりました。交流人口の増加により、町の振興発展を大いに期待するところでありますが、ごみの投棄、路上駐車、交通渋滞などによりトラブル等が起きることも考えられ、事前にしっかりとした対処策を考えておく必要があるように思われます。

人の流れづくり年間観光入り込み客数30万人、5年間、移住者24人といった地域総合戦略の基本目標を形にする滞在型体験観光まちづくりのための予算が計上されていますが、業者本位でなく町民本位の事業とするためにも、いま一つきめ細やかな観察が必要ではないかと考えます。町営住宅建設事業では、大原団地の新築工事により、欲を言えば若い世代、人の定住を大いに期待するところ

です。町道改良事業では、3地区での工事が行われますが、町内にはまだまだ危険な箇所も見受けられます。予算の許される中で、年数をかけてでも今後とも調査を重ね、町民が安心・安全に通行するためにも重要な継続事業だと思われま

す。有害鳥獣対策事業におきましては、昨年、新型の猿大型捕獲おりが設置され、1年を待たずに予定頭数の捕獲ができ、目に見えた効果を上げることができました。ことしも新規に大型捕獲おり1基と試験的にテキサスゲート1カ所が設置されます。引き続き効果を大いに期待するところですが、群の予定頭数捕獲後の猿大型捕獲おりの移設費用、方法については今後の課題であるかと思われま

す。移住促進住宅整備事業は、近年、漁業就業者・研修生が増加傾向にあり、漁業集落の活性化、定住促進、空き家の維持管理等の改善において大いに評価できる事業だと思います。今後も若い定住

者が増加してくることを期待します。

少子高齢化、過疎化が進む中、吉本町長も言われるように、幾ら人が少なくなっても助け支え合っていかななくてはなりません。私も同感いたします。人員不足の中で行政運営をされておられるご苦勞も察し、今日までの功績も大いに評価いたします。

最後になりましたが、今後もこれまで以上に町民目線の行政運営と町民の暮らしと生命を守る立場で一層の創意工夫をされ、安心・安全のための町民サービスに努められることを希望し、賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成29年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、議案第2号 平成29年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成29年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、議案第3号 平成29年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成29年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、議案第4号 平成29年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成29年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（泉 敏夫君） 日程第7、議案第5号 平成29年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成29年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第6号

○議長（泉 敏夫君） 日程第8、議案第6号 平成29年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成29年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（泉 敏夫君） 日程第9、議案第7号 平成29年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成29年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（泉 敏夫君） 日程第10、議案第8号 平成29年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成29年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 意見書案第1号

○議長（泉 敏夫君） 日程第11、意見書案第1号 水上オートバイの利用制限等を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 水上オートバイの利用制限等を求める意見書案について説明させていただきます。

水上オートバイは小型船舶の一種で、その運転には「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定められる特殊小型船舶操縦士の免許を必要とします。

伊根の舟屋や天橋立の文殊水路などでは、カヌーやプレジャーボート、水上オートバイ等の水面利用が見受けられます。

特に、水上オートバイについては、騒音や水質、野鳥及び魚類への影響、事故の問題が全国的に指摘・懸念されているわけであります。

平成26年5月1日に施行された「京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」では、プレジャーボートの操縦に係る遵守事項として、漁業上の施設、工事現場等がある場合は減速すること及びこれらに接近しない等の安全な方法で操縦することや、天橋立の文殊水路などを想定した狭い水路、また伊根町の舟屋などを想定した民家等に近接する海域を航行する場合は、水難事故を防止し、静穏を保持するために必要と認められる速度で操縦することと規定されております。

しかしながら、条例施行後も狭い水路や伊根の舟屋の海域を航行する水上オートバイが減速や静穏を保持するための必要な速度で操縦されているとは言いがたいのが現状であります。

よって、京都府においては、水上オートバイについて、海上保安庁などと連携して、マリナー等関係各所に対するパトロールや指導啓発、操縦免許の取得、更新時や販売時及び水面利用時に、操縦者や関係者に対して関係法規の遵守、海難防止のための意識の高揚・啓発など、関係情報に詳しい関係団体と一層連携して、安全啓発を講ずるとともに、次の2つの事項の実現を速やかに進めるよう強く求めるものであります。

1つ目、狭い水路または民家等に近接する海域での水上オートバイの減速や静穏保持に対する監視等警備体制の強化。

2つ目、同海域での利用制限や航行禁止、遵守事項から禁止行為等への引き上げの検討。

そういったものを京都府に対して強く求めるといった意見書の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） これから提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 水上オートバイの利用制限等を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議員派遣

○議長（泉 敏夫君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

また、議員派遣結果報告については配付のとおりであります。

◎ 日程第13 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第13、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

ここで石野教育長から3月14日の質疑の答弁についての発言の訂正申し出がありましたので、これを許可します。石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 時間をとりましてすみません。14日に私のほうが答弁した中身につきまして訂正、そしておわびを申し上げます。

屋内プール借上料につきまして、小学生1年生から3年生対象ですということを言いましたが、1年生から6年生まで全員であります。ということで、おわび申し上げます。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

上程されました平成29年度当初予算をはじめとして全ての議案について、慎重審議の上、可決いただき、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には、議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

いよいよ来月から平成29年度が新しい体制でスタートします。理事者をはじめ幹部職員におかれましては、ご自愛いただき町政運営に取り組んでいただきますようお願いしまして、閉会の挨拶といたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 12時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員